

平成23年11月16日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸入禁止）について

経済産業省は、本日、金 成鳳、中木正博及び坂野明広による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事案に関し、外為法第53条第2項に基づき、輸入禁止の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

1. 行政処分について

処分対象者 : 金 成鳳
対象貨物 : 全貨物
原産地又は船積地域 : 全地域
輸入禁止期間 : 平成23年11月22日から平成24年1月21日まで
(2か月間)
※輸入禁止は、第三者を介して輸入を行うことも含む。

処分対象者 : 中木正博
対象貨物 : 全貨物
原産地又は船積地域 : 全地域
輸入禁止期間 : 平成23年11月22日から平成23年12月21日まで
(1か月間)
※輸入禁止は、第三者を介して輸入を行うことも含む。

処分対象者 : 坂野明広
対象貨物 : 全貨物
原産地又は船積地域 : 全地域
輸入禁止期間 : 平成23年11月22日から平成23年12月21日まで
(1か月間)
※輸入禁止は、第三者を介して輸入を行うことも含む。

2. 事案の概要

○金 成鳳、中木正博及び坂野明広は、平成21年4月23日、経済産業大臣の承認を要する貨物である北朝鮮を原産地とする衣類（女性用）について、経済産業大臣の承認を受けずに中国経由で輸入した。

※平成18年10月14日以降、北朝鮮に対する我が国独自の経済制裁措置として、外為法に基づき北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入が禁止されている。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 広実

担当者：松本、菅原

電 話：03-3501-1511（内線3242）

03-3501-0538（直通）